

## 浄化槽を設置されている方へ 浄化槽定期検査受検のお願い

浄化槽は私たちの生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。そのため、業者に委託して行う「保守点検」と「清掃」をきちんと行い、水質に関する「法定検査」を受けることが義務付けられています。

### ・定期検査（浄化槽法第11条）

浄化槽の機能と維持管理状況（使用・保守点検・清掃）に問題がないかどうか検査します。また、浄化槽から放流される水が基準以下のきれいな水になっているか、処理水を持ち帰り詳しい**水質検査（BOD）**を実施します。不適事項があれば、行政及び関係者が状況を把握するとともに早期にそれを是正することを目的としています。

平成17年度から5人槽～10人槽の家庭用浄化槽も検査の対象となりました。

	内容	人間でいえば	自動車でいえば
保守点検	機能を保つためのメンテナンス作業（消毒薬の補充、モーターの点検等）	日常の健康管理	ガソリン補給やオイル交換
法定検査	維持管理状況及び放流される処理水の水質検査（BOD）	定期健康診断	車検

※ BOD(生物化学的酸素要求量)とは水の汚れの程度を表す指標です。

合併処理浄化槽は20mg/L以下という基準が定められています。

### ・検査料金（一般家庭5人槽～10人槽）

検査料金	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
定期検査	4,000円	6,000円

※ 検査対象となった浄化槽（設置年度ごとに対象としています）については事前に指定検査機関から日程通知がありますので必ず受検していただきますようお願いいたします。



#### ■ 問合せ先

鹿児島県知事指定検査機関 (公財) 鹿児島県環境検査センター	☎ 09(296)9000 <a href="http://www.kagoshimakensa.or.jp">http://www.kagoshimakensa.or.jp</a>
鹿児島県 生活排水対策室	☎ 099(286)3685
鹿屋保健所 衛生・環境課	☎ 0994(52)2114
町役場 住民課・年金環境衛生係	☎ 0994(65)8411